

いまあらためて「人間の安全保障」を問い直す

——目的実現のためにはセクターを超えた活動が必要——

財団法人 日本国際交流センター（JCIE）理事長 山本 正
菅川平和財団理事長 関 晃典

「人間の安全保障」に関する理解を深めるために

関 2004年度の年次報告書の座談会に、国際協力機構（JICA）理事長の緒方貞子さん、参議院議員の武見敬三さんとともにご参加いただき、「人間の安全保障（ヒューマン・セキュリティ）」についてお話を伺いました。今回も、人間の安全保障について、最新のお話をお聞きしたいと思います。

年末のテレビ番組を見ての私の印象ですが、娯楽性の強い番組がたくさんある一方で、BSやCSではソマリアやイラク、アフガニスタン、パレスチナの現状など、人間の安全保障について考



えさせられるような番組を放送していました。日本の社会も、少しずつ変わってきているのかなと感じました。

山本 メディアの影響は大きいですね。しかし、いまのところ日本のメディアでは、人間の安全保障についての本格的な議論はほとんどされていない印象をもちますが……。

関 テレビを見ていてもう1つ考えさせられたのは、グローバル化のスピードの速さと、それへの対応の遅さです。

また、格差の問題についても考えさせられました。人間の安全保障の推進のためには、グローバル・ミニマム（国際的な最低社会基準）を考えていくことが必要だと感じました。格差は、市場経済の中ではある程度やむを得ないものですが、世界的な格差をどうやって解消していくかということも、人間の安全保障の1つの切り口だと思います。開発支援も、人間の安全保障の哲学をもって、格差社会を肯定することなく取り組む。そういう視点をどこかでアピールする必要があると思えました。

山本 テレビ番組などで国民の認識を

促していくことも、人間の安全保障を促進するための必要条件の1つです。また、シビル・ソサエティの強化と、政治家にこの問題に関する理解を深めてもらうことも必要です。

私はそのために今度、エイズ（後天性免疫不全症候群）に関するプロジェクトで、ある化粧品会社の基金の資金を使って、カンボジアとベトナムに何人かの国会議員を連れていく予定です。そうした活動を通じて、政治家に人間の安全保障について理解してもらおうと思っています。

国際社会の中で異なる概念を調整していく必要がある

関 人間の安全保障という概念は、国連開発計画（UNDP）の1994年の「人間開発レポート」で最初に世に出ました。そして、東南アジアの金融危機の後、98年に故小渕恵三元総理が人間の安全保障を日本外交の1つの柱にすると宣言しました。それから約10年経ちましたが、国際援助に携わる関係者を含め、日本ではこの概念がきちんと理解されていないような気がします。

主な内容

● Special Reports:

知的財産の保護と公益のバランス

Project Report

知的財産権と公共性の最適バランスを探る試み

石塚哲也 5

一般市民も利用できる

医療・生命科学分野の情報を提供

石塚哲也 6

Opinion

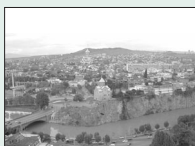
リサーチツール特許へのアクセス向上のための指針

隅藏康一 7

● Report from the Field

日本も無関心でいられない
グルジアが直面する課題

渡邊頼純 8



● SPF刊行物案内 10

● 編集後記 10



山本 正 (やまもと・ただし)

1936年東京生まれ。上智大学哲学科を経て米国セント・ノバート大学卒業。米国マーケット大学大学院にて経営学修士号取得。70年に日本国際交流センター(JCIE)を設立。日米下田会議、日米欧会議などの政策対話やグローバル・シンクネットなどの政策研究から成る知的交流の推進、議員交流の推進、日本におけるシビル・ソサエティ確立のための地域交流・非営利セクター交流などを推進してきた。日米欧委員会日本ディレクター、日英2000年委員会、日独対話フォーラム、日韓フォーラムなどの幹事委員、日韓歴史研究促進に関する共同委員会委員、「21世紀日本の構想」懇談会幹事委員なども務めた。『日本人のリーダー観』など、多数の編著書がある。ドイツ功勳章大功労十字章、大英勳章、オーストラリア名誉勳章などを受章。

山本 同感です。私は、この分野において日本が国際的な役割を担うべきだと考えています。しかし現在、日本で人間の安全保障についての論議、あるいはこの概念を広めようという努力は足りないと思います。

関 人間の安全保障という言葉が、同じ理解で使われているかどうかも疑問です。

山本 より明確な定義が必要ですね。何を意味するのか、また、その概念を現場にどう広げていくのか、調整が必要です。

昨年10月に国連財団の理事会が東京

で開催された際、「日本と国連」「日本と『人間の安全保障』」という2つのシンポジウムを開きました。後者には武見さんと緒方さんをパネルにお招きしたのですが、このシンポジウムで、テッド・ターナー理事会会長や、先日ノーベル平和賞を受賞したグラミンバンク総裁のムハマド・ユヌス理事など国連財団の関係者は、人間の安全保障についてあらためて関心をもったようです。我々とSPFが共同で、いまの国際関係における人間の安全保障の意味合いを勉強し直そうとアピールするような事業ができるといいですね。

関 そうですね。人間の安全保障という概念をもう一度検討し直して、国際機関、そして世界各国が同じ理解で一緒に仕事をしていかなければなりません。そのためには、いろいろな人の意見を聞いてグローバル・コンセンサスをつくるプロセスが必要になりますね。

山本 たとえば、人間の安全保障という言葉が国連の場でどれほど使われているのか——増えているのか、減っているのか——、どういう分野で多く使われているのか、といったことを調べてみるのもいいかもしれません。

関 小淵元総理は、98年にベトナムのハノイで「アジアの明るい未来の創造に向けて」という演説を行い、日本のスタンスを明らかにしました。これは、東南アジアの金融危機後の貧困状況に鑑み、社会的なセーフティ・ネットをつくろうというものでした。

一方で、99年にはカナダやノルウェーの主導の下、「人間の安全保障ネットワーク」の活動が始まりましたが、日本の人間の安全保障の考え方とまったく同じとはいえません。人間の安全保障に対する考え方が、国際社会でも確立されていないわけです。それを解決できるのは、やはり国連だと思います。

山本 その意味で、2008年に日本で開催予定のG8サミット(主要国首脳会議)は大事です。日本が開催国となるのは、

00年の沖縄以来です。そこで人間の安全保障を中心的なものに据えていく運動を始めたらどうでしょう。

そのために、開催までの期間でどんなことをすればいいか、政府、政治指導者、非営利セクターなどが一緒になって議論する場をつくったらどうでしょう。また、人間の安全保障をめぐる協力活動の展望ということで、小さなワークショップを開いたり、研究会を組織するといった仕掛けも考えられます。そうしたグループが政府にアピールすることも大事だと思います。

08年に向けて活動しようというのは、政府や政治指導者が動く可能性があるからです。人間の安全保障という枠組みを強化するために、現役の有力な政治家に働きかけてリーダーシップをとってもらおうという考えもあるかなと思います。

国家レベルではなく個人に焦点をあてた援助を

関 グローバルな社会では、国家レベルでの援助や支援だけでは、必ずしも問題は解決されません。そこで考えなければならないのは、個人に焦点をあてたアプローチです。日本は、国家レベルでの援助、たとえばインフラなどに対する援助はもちろん行っています。しかし、「欠乏からの自由」や「恐怖からの自由」への援助では、もっと下のレベルからのアプローチが必要になります。

もちろん、必ずしも官が現場に直接出向いて作業を行っているわけではなく、さまざまなパートナーがそれぞれの役割を果たしています。そこにおける非営利セクターの重要性を我々は訴えてきましたが、非営利セクターの側にまったく問題がないとはいえません。

山本 対応すべき課題が政府だけでなく、やれるようなことではなくなってきますからね。人間の安全保障を推し進めるためには非営利セクターが強くな

くては駄目だし、セクター間の協力も不可欠です。人間の安全保障基金のガイドラインにも、国連機関とNGOやその他の地域団体が協力して行っているプロジェクトを奨励することが盛り込まれています。

しかし、セクター間の協力は、日本が最も不得意とする分野です。日本ではこれまで政府主導でやってきたので、シビル・ソサエティがメジャーな役割を担うことに慣れていないことが理由の1つでしょう。その解決のためには、シビル・ソサエティの強化と同時に、政府だけではどうにもならないと訴えることが大切です。そのためには、シビル・ソサエティと政府の関係者が、なぜセクターを超えた協力が必要なのかについて議論する必要があると思います。

関 そういう考え方に基づいた援助なり支援の枠組みは、緒方さんたちの努力もあり、かなりできてきたと思いますが、まだ組織的な組み立てまではいっていない状態ですね。

山本 緒方さんが人間の安全保障の話をする、若い人たちが1000人くらい集まるそうです。我々が人間の安全保障関連の講演会を行っても、驚くほどたくさん人が集まります。そういう概念的なレベルと、実行レベルとの間に、非常にギャップがあります。我々は、概念的なものをその場で終わらせず、実際の行動につながるような形で議論しなくては行けないと自戒していますが、不十分かもしれません。

専門家の育成とともにニーズ・アセスメントも不可欠

関 また支援する側の意識や、やり方の問題と同時に、支援される側のニーズ・アセスメントの問題もありますね。

山本 そこがまた日本の不得意な部分で、提案書を書ける人があまりいません。提案書を書いて資金を得て活動するというプロセスをとれる組織、ある

いは個人がほとんどいないのです。セクターを超えた協力をする、自分たちで事業のアイデアをつくるのが、日本は弱いのです。

コミュニティのニーズに則した人間の安全保障を考えると大切なのは、コミュニティの人たちの声をどう反映させるかです。コミュニティの人たちの声を聞いてただ提案書をつくるという単純なことではなくて、ニーズ・アセスメント、プロジェクト・メイキング、提案書作成をする人間を、どこかが組織化する必要があります。

関 専門家の育成と同時に、ニーズ・アセスメントを行う組織を支援するようなくみが日本には必要だということですね。山本さんが共同代表理事を務めるジャパン・プラットフォーム(JPF)では、福利厚生、教育、平和構築も人間の安全保障の課題だと言っています。たとえばJPFの中に、こういった活動を行う非営利セクターの支援、あるいはニーズ・アセスメントや提案書作成ができる人材を育成するための研修機能をつくるというのも1つのアイデアかもしれませんね。

山本 そのときに忘れてはならないのは、人間の安全保障を促進するためには、個人の生存・尊厳の「保護(プロテクション)」と個人の「能力強化(エンパワーメント)」の両方からのアプローチが必要だということです。「エンパワーメントに携わりたい」という人がいないと、話になりません。SPFは、どうやってそういう人材をみつけているんですか。

関 我々が支援した紛争予防にかかわる人材を育成するための市民大学などには、たくさんの方が集まりました。また、青年海外協力隊のOBでいま職がない人、国際人道支援の仕事をしたいと思っても帰国後の収入が心配でできない人もいます。そういう人たちを集める機能を、どこかがもつようにするといいいのではないで



しょうか。その場合、非政府の組織で、かつ資金は政府から拠出してもらうのが理想ですね。

山本 人間の安全保障を促進する、あるいは実現化するためのアクターとして、どんな組織や人材がいるかというマッピングも必要かなと思います。ウェブを見ていると、フォーラムなどが毎日のようにあちらこちらで行われています。彼らに実際にプロジェクトに参加してもらったら、非常に役に立つのではないかと思います。

政治家の中にシビル・ソサエティの応援団をつくる

関 話は変わりますが、「パブリック」という言葉は、「イコール官」と理解されがちです。いま、パブリック・スペースの中でさまざまなアクターがどう役割分担していくかを、ここで問いただす必要があるという気がします。

山本 この議論はずいぶんしているように思いますが、まだ十分にカバーされていません。私は最近、官が力を盛り返していると思います。非営利組織をつくりやすくなったようにみえて、実態は必ずしもそうではありません。

1998(平成10)年の特定非営利活動促進法(NPO法)成立以来、3万弱のNPOができましたが、組織1つあたりの専門家は平均2人で、平均在籍期間は2

年です。ということは、NPOをつくったものの、みんなフラフラで、あまり活発な活動ができないでいるということです。その結果、市町村や企業の下請け機関のようなものになる傾向が強くなっている。その大きな原因は、資金問題です。

パブリック・スペースを効率的に埋めるためには、非営利セクターが大事だという認識を役人がもち、資金面を含めて、政府がそのための協力をする必要があります。ところがなかなかそうはならない。それは、官の世界は官が仕切るといふ長い伝統が染みついていてからです。そこで、政治家に関与してもらうことが大事になります。シビル・ソサエティ出身の政治家が増えてきていますから、組織的に政治家がシビル・ソサエティを支援する協力態勢をつくることも考えられるのではないのでしょうか。

関 応援団をつくるわけですね。

山本 そうです。政治家も、官僚に対抗するために、パブリック・スペースをめぐって戦わなくてはならない。そのときに、シビル・ソサエティをうまく使いながら協力してくれるといいと思います。

さらに、世論をつくるためにメディアを利用すべきだと思います。メディアがシビル・ソサエティを取り上げる際、慈善団体的なものが多くなる傾向があります。しかし、もっと戦略眼をもった、物事を変えていこうとしている、より強固な人たちであるというイメージを打ち出す必要がある。もっとそういう方向でメディアにカバーしてもらう必要があると思います。

もう1つ、問題が起こったときなど、政府がメディアときちんと協力していないと感じることがあるので、ジャーナリストのトレーニング・プログラムの必要性も感じます。たとえば、ジャーナリスト間の国際的な交流でもいいかもしれません。

先日、世界エイズ・結核・マラリア対策基金が国際的なジャーナリストの視察旅行を行った際、日本から2人参加してもらいました。そういう活動を続けていくことで、メディアのシビル・ソサエティの取り上げ方も変わってくると思います。

■ セクターを超えた活動で目標を実現していきたい

関 ところで、いわゆる貧困地域の私たちは、グローバル化の波についての自覚というか、受け入れざるを得ないものだという認識はあるのでしょうか。

山本 少なくともリーダーたちは、自分たちだけで物事を動かすことはできないと知っていると思います。外からの影響が大きいし、現状からの脱却には外とのつながりが必要だということはわかっているでしょう。こちらから協力の手を差し伸べたときの彼らの積極的な反応は、以前よりも強いと思います。かつては、外からの干渉を恐れるということがあったかもしれませんが、これについては日本も気をつけなくてはいけない部分です。そういった意味では、国連や国際機関と一緒にやることが大事かもしれません。

手を差し伸べるときのポイントは、全部お仕着せではなくて、彼ら自身に参加してもらう必要があると説得して、権限を与えることです。

関 拒絶反応があるのは、グローバル化が外から与えられた環境だからですよ。

山本 エイズ問題に取り組むようになってアフリカに行くようになり、あらためて国連機関の大切さを認識しました。いま我々が話しているような課題には、国連機関が不可欠ですからね。日本のNGOでも、国連機関と一緒に活動している人が最近増えてきています。そういう意味で、国連との協力関係についての再定義が大切になります。

グローバル化が進んだなかにおける

国連機関の役割と、それ以前の国連機関のあり方は違って当たり前です。グローバル化の中で新しく生まれている恐怖や欠乏について、誰が何をやるかという全般的な再評価が必要になってきていると思います。

関 英国のエリザベス女王は、クリスマスに行ったスピーチの中で「家族や地域社会の伝統的な結びつきが、グローバル化の中で徐々に弱まってきている」と述べ、また世代間やアクター間のギャップについても触れています。つまり、いろいろなところで価値観のギャップが生まれているということです。そこに、我々がやろうとしている人間の安全保障や非営利セクターの役割を考えていくうえでのヒントがあるのではないかと思います。

山本 たとえば、東アジアなら東アジアという地域的なコミュニティづくりの中で、人間の安全保障という概念や関連する課題をめぐる機能的な協力関係が役立つのではないのでしょうか。我々は、エイズなどの感染症に関して、中国や台湾も参加しての共同研究を行いました。そういう国を超えた共通の課題をめぐっての共同作業を行ううえで、人間の安全保障は非常にいいフレームワークを提供しようと思います。

人間の安全保障を考えると、政府だけでなく、市民や企業も参加するような、セクターを超えた活動が必要になります。そういう機能的協力が、コミュニティ・ビルディングに資することになると思います。

関 そうですね。また、そういう視点を言い続けることが大事です。市民の参加を得て、政府関係、国際機関、援助機関、非営利セクターなど、さまざまなアクターが参加して、1つの目的に向かって進んでいく。

山本 そのような形で、東アジアのリーダーとして日本が大きな貢献をすれば、歓迎されると思います。

関 同感です。



科学技術の進歩は、生殖技術、遺伝子治療、臓器移植などの生命科学分野にみられるように、倫理や価値をめぐる問題を提起することになった。一方、知的財産の中でも特許権は公共の利益の拡大に寄与するという理由で独占的所有権の付与が正当化されているが、知的財産の私有化や知的財産の保護によって有益な発明や技術が共有されず、技術革新の阻害要因になりうるという見方

もある。医療・生命科学分野での個人の権利と公共の利益のバランス、公益性と市場経済との関係、さらにそれに対する市民の位置づけといった問題意識の下、SPFでは生命倫理や知的財産権にかかわるさまざまな事業を行ってきた。本特集では、本年度終了する2件の事業を紹介する。

知的財産権と公共性の最適バランスを探る試み

——「知的財産権のインパクトに関する評価と国際比較分析」事業——

■ SPF事業部研究員 石塚哲也

知的財産の保護がもたらす影響

現在の知的財産制度では、新たな技術革新に応用されて公共の利益に貢献するという前提に基づき、特許権に独占的・排他的な所有権を与えている。しかし、先進各国を中心に、プロパテント政策を通じた知的財産の保護の意識が高まるなかで、新たな発明・技術が十分に共有されず、公共の利益を損なう可能性を危惧する声も広がりつつある。特に、知的財産を生み出す科学研究において、知的財産の保護がもたらす影響は国際的な政策的関心事として注目を集めている。

こうした知的財産の保護が生み出す公共の利益の問題を検証する試みとして、SPFは2004年度から3年間にわたり、米国科学振興協会（AAAS）による調査研究事業「知的財産権のインパクトに関する評価と国際比較分析」への支援を行った。

この事業は、日本、米国、欧州を調査対象地域として、知的財産が科学研究にもたらす影響について検証する国際比較調査である。本稿では米国調査の結果（http://sippi.aaas.org/Symposium_US/index.shtml）の一部を紹介する。

科学研究における知的財産の利用：米国での調査結果

米国での調査は、2006年3月～4月に実施され、米国内のAAAS会員から層化抽出された調査対象者8000人に対して2157人（27%）の回答を得た。

02年1月1日以降、「知的財産を取得したか」という質問に対しては、32%が、研究活動における利用のため知的財産を取得したと回答した。ここでの「取得」とは「研究上の利用のため、特許化された技術や素材、あるいは知的財産の保護の形態をとった手法を入手したこと」を意味する。最も取得の割合が高かったのは、生物工学、分子生物学などの研究分野を含む「生物科学」で、34%を占めた。新たに取得した知的財産の多くはリサーチツール（研究に用いられる技術であるが、それ自体は研究対象ではないもの）であったことも示され、知的財産を生み出すために別の知的財産を必要とする、現代の科学研究の特徴を表しているようにみえる。

また、創出した知的財産の保護では、全業界、全研究分野で、特許による法的保護が多いという結果が示された。

一方、知的財産の取得に際しては、32%が「困難さがあった」という回答

を示し、知的財産の保護の影響が指摘された。業界別にみると、産業界（40%）、学界（25%）、GNHC（政府・非営利・医療保健・自営／コンサルティングなど：23%）という順番で、産業界、学界、GNHCに共通する困難さとして最も多かったのは、「特許取得のためのライセンス交渉の複雑さ」であった。

知的財産の保護と公共的利益の確保のバランス

この調査では、米国の科学研究における知的財産の取得と保護の状況を示すとともに、特に特許を取得する際の障害が指摘され、知的財産の保護がもたらす影響の1つとして、興味深い結果が示された。

知的財産の保護とともに、公共的な活用を促す新たなしくみづくりに対する政策議論は、今後、国際的に深まりをみせることが予想されるが、本事業が、そうした政策議論を担う1つの材料として広く活用されることが期待される。

SPFは、今後も科学技術と社会との関係において生じる多様な課題に対する事業開発を行い、新たな代替案の検討やしくみづくりと議論の活性化に寄与していきたい。

一般市民も利用できる医療・生命科学分野の情報を提供

——「生命科学における市場化と公共性のデータベース作成」事業——

SPF事業部研究員 石塚哲也

医療・生命科学の進歩の 商業化・倫理的課題へ影響

科学技術の発展が社会にもたらす影響は、とりわけ医療・生命科学分野において顕著である。出生前診断などの生殖技術の発展や、遺伝子組換え作物の導入、幹細胞を応用した医療技術への期待など、技術革新は生活福祉の向上に対する期待を高めている。しかし、こうした技術革新に付随する課題として、特許化を通じた新技術の独占的な権利保護への懸念や、利益相反の問題など、医療・生命科学に従事する人の倫理観が問われる事態について問題が指摘されている。また、急速に発展する生命科学研究は、国際的、政治的な問題を含め、さまざまな要因とかわる場合もあり、広い問題領域の俯瞰や理解が容易ではないという声も聞かれる。

一般市民にも利用可能な 新たなデータベースの作成

こうした医療・生命科学分野と公共性の相互関係の情報に、広くかつ容易にアクセスできる情報源が求められているという潜在的需要を踏まえ、SPFは2004年度から3年間にわたり、上智大学に助成し、「生命科学における市場化と公共性のデータベース作成」事業を支援した (<http://mtslab.cc.sophia.ac.jp/>)。

このデータベースには、医療・生命科学分野の商業的・倫理的側面にかかわる特許化や利益相反の問題などについて、6000件もの国内外の新聞・雑誌記事・学術論文へのアクセス情報が含

まれている（06年12月現在）。また、関連するウェブサイトや大学・医療機関などの倫理規定など、医療・生命科学と社会の関係に関心をもつ一般市民にも利用可能な情報・資料が蓄積されている。さらに、生命科学分野の著名な研究者へのインタビュー映像のビデオクリップなど、一般市民の利用を促すために文献以外にも工夫が凝らされている。

07年1月には、データベースの紹介を兼ね、上智大学生命科学研究所主催で、シンポジウム『生命科学における特許問題を考える』が開催された。140人近い聴衆を集めた同シンポジウムでは、データベースの紹介のほか、産学連携、知的財産権、生命倫理を研究する識者を交えたパネルディスカッションが行われた。

冒頭、上山隆大教授（上智大学）とともにデータベース作成に関与した山中浩司助教授（大阪大学）から、データベースの特徴や有用性について説明が行われた。続いて、澤井昭司氏（一色国際特許業務法人）から、生命科学分野における大学研究から特許化への流れとその現状について報告があった。上山教授からは、生命科学研究において顕著な産学連携の急増や、それに伴



上智大学で行われたシンポジウムの模様

う大学が担う公共的役割の確保について、また隅蔵康一助教授（政策研究大学院大学）からは、公共性に配慮した特許活用のための新たなしくみについて報告された。

最後に、UNESCOの生命倫理専門家会合にも参加した加藤和人助教授（京都大学）を招待パネリストに加え、報告者全員によるパネルディスカッションが行われた。聴衆からの質疑を交え、大学の公共的な役割や、国内における公共性をめぐる議論の必要性など、医療・生命科学分野の進展とその社会的影響に対する関心が寄せられた。

昨今の医療・生命科学研究の活発な動きに対しては、特に欧米諸国を中心に、一般市民をも巻き込む形で関心の高まりがみられる。プロパテント政策に基づき科学技術研究を重視している日本でも、科学技術と社会との関係における議論の喚起と深化が求められており、その議論を促す1つの試みとして、本事業で作成されたデータベースの活用が期待される。

リサーチツール特許へのアクセス向上のための指針

——公共性と私権の最適バランスを求めて——

政策研究大学院大学助教授 隅蔵康一

◆ 「非共有地の悲劇」を生む ◆ 特許制度の問題点

研究開発のフロントランナーに独占排他権を認める特許制度は、新技術創出促進の機能をもつ。

しかし、1つの技術に関連する特許権が多数あり、それぞれ異なる権利者がいる場合、ライセンス交渉に手間と時間がかかり、その技術が誰にとっても使いにくいものとなり、「非共有地（アンチコモンズ）の悲劇」に陥ってしまう。このように、知的財産権をめぐる私権と公共性が相克する場面は、数多くある。

そこで、公共性と私権の最適バランスを模索し、知的財産権の問題をめぐるメタ・セオリーを構築することを目指して、2005年度から2年間にわたり、SPFの主催で「国際知財政策フォーラム」が開催された。私が座長を務め、法学、経済学、国際関係論などを専門とする気鋭の研究者の方々とともに議論を重ねてきた。

◆ リサーチツール特許に関する ◆ 取り組み

知的財産権に関して、ここ数年、リサーチツール特許に関する議論が特に盛んである。

実験動植物、細胞株、スクリーニング方法などのリサーチツールは後続の研究開発の基盤となるため、特許化されていても第三者からのアクセス性を高めておくべきである。特に、大学等（大学以外の学術研究機関も含む。以下同）での商業化を意識しない段階の研究では、さまざまな可能性を模索し、自由に試行錯誤を行えるようにしてお

く必要がある。

しかし、日本の特許法69条1項は、「特許権の効力は、試験又は研究のためにする特許発明の実施には及ばない」と定めている。ここでいう「試験又は研究」とは、特許発明それ自体についての試験・研究、すなわち特許性調査、機能調査、改良・発展のためのものに限定され、特許発明をリサーチツールとして使用する場合は該当しないと解されている。米国や欧州でも、学術目的の研究におけるリサーチツールの使用が、特許権者によってブロックされることがあり得る。


我が国ではこの問題について、総合科学技術会議で2005年から06年にかけて検討が行われ、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針（案）」がまとめられた。大学等が政府資金を原資とする研究開発によって取得した特許権を非営利目的の研究に用いる場合には非排他的な実施許諾がなされるべきである、という原則が示され、その際の対価は、「原則としてロイヤリティ・フリー（実費を除き無償）又は合理的なロイヤリティとする」と述べられている。同指針は06年5月に総合科学技術会議の本会議で決定された。

ライフサイエンス分野では、特許権が研究開発や製品開発を促進するうえで重要な役割を担っている。そこで、ライセンサーとライセンシーを大学等に限定せず、また政府資金を原資としない研究開発も包含し得る指針をつくるべく、06年9月から総合科学技術会議にプロジェクトチームが設けられ、検討が行われた。その結果、07年1月25日

に「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針（案）」がまとまった。

「リサーチツール特許の権利者は、他者から研究段階において特許を使用するための許諾を求められた場合、事業戦略上の支障がある場合を除き、その求めに応じて非排他的なライセンスを供与するなど、円滑な使用に配慮するものとする」とし、合理的な対価を設定すべきである旨が述べられている。大学等の間のライセンス供与に関しては「無償（有体物提供に伴う実費を除く）とすることが望ましい」と、前回の指針より一歩踏み込んだ記載となっている。

また、リサーチツール特許や特許にかかわる有体物について、「その使用促進につながる情報を公開し、一括して検索を可能とする統合データベースを構築する」方針が示された。

この指針案は、2月6日の総合科学技術会議・第32回知的財産戦略専門調査会です承され、さらに3月1日の本会議で承認された。ライフサイエンス分野のイノベーション促進に向けて、研究インフラに関するルールの整備が今後さらに進展するよう期待する。 

隅蔵康一（すみくら・こういち）

東京大学大学院工学系研究科にて1998年に工学博士の学位を取得。同年より東京大学先端科学技術研究センター助手。2001年より政策研究大学院大学助教授（現職）。総合科学技術会議・知的財産戦略専門調査会「ライフサイエンス分野における知的財産の保護・活用等に関する検討プロジェクトチーム」メンバー、衆議院経済産業調査室客員調査員。その他、日本知財学会理事、研究・技術計画学会理事なども務めている。

日本も無関心でいられないグルジアが直面する課題

——「南コーカサス地域若手指導者養成セミナー」に参加して——

■ 慶應義塾大学SFC総合政策学部教授 渡邊頼純

緊張感のある地域で行われた 指導者養成セミナー

2006年10月31日～11月2日にグルジアの首都トビリシで開催された「南コーカサス地域若手指導者養成セミナー」に、講師として参加させていただいた。このセミナーは、笹川汎アジア基金が「南コーカサス人材育成」事業の一環として03年度から実施しているもので、すでに50人以上の卒業生がいると聞いている。私は「日本の経済外交の課題と展望」というテーマで、小泉政権下で取り組まれた構造改革と日本経済の復興、さらに経済連携協定（EPA）を取り入れた我が国の新たな通商外交の展開などについて講義した。

私は今回、このセミナーのお陰で国際政治上最も緊張感のある地域の1つを体験することができたと、SPFに大変感謝している。以下では、日本で必ずしもよく知られていない南コーカサス地域について、グルジアに焦点をあてながら私見を述べてみたい。

人種的にも宗教的にも ユニークな伝統のグルジア

グルジアの英語名は、「Georgia」である。ジミー・カーター元米大統領の出身地のジョージア州と同じ表記である。「ジョージアに行ってきました」と言うと、たいていの人は米国の南部に行ってきたと思う。「南コーカサスのジョージアです」とつけ加える必要がある所以である。

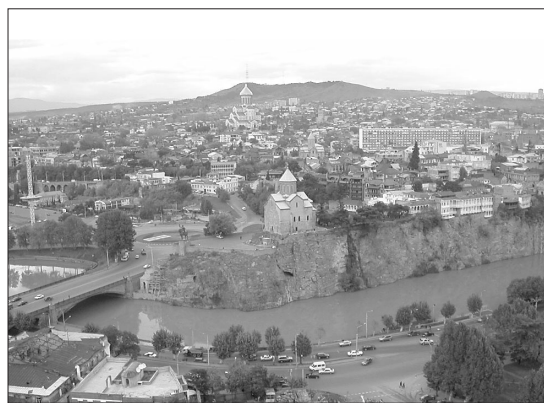
このグルジアという国名自体、結構厄介である。グルジアの人は我々日本人が「グルジア」と呼ぶことをあまり好まない。それは、これがロシア語で

あることに由来する。ロシアに長い間、支配・占領されてきた同国の歴史を考えると、無理からぬことかもしれない。グルジアの人々は、人種的にも言語的にもスラブ民族ではない。宗教的にも、ニケーア公会議よりも前にキリスト教が入っていることからわかるように、東方教会成立前にキリスト教化されており、きわめてユニークな伝統をも

っていることを誇りにしている。本来は「カルトヴェリ人（グルジア人）が住む国」という意味をもつグルジア語の国名「サカルトヴェロ」を使うべきだが、以下便宜上「グルジア」と表記させていただくことにする。

グルジアは人口約460万人、国土の面積は約7万km²、1人当たりの国内総生産（GDP）は約3800米ドル、1991年4月にソ連から独立している。トランス・コーカサスに位置し、北にロシア、南にトルコという大国に挟まれた回廊のような狭い地域にアルメニア、アゼルバイジャンとともに存在している。西側は黒海に面しており、風光明媚な保養地としてソ連の時代から共産党の幹部が好んだ海浜リゾートが散在している。

今回のSPF主催セミナーのグルジア側の受け皿となった機関は、独立系シンクタンク、グルジア戦略国際研究財団（GFSIS）である。小規模ながら、きわめて優秀なスタッフが効率的な調査研究と外交政策の立案に参画しているように感じられた。そのGFSISに、グルジア、アルメニア、アゼルバイジャンの3国から5人ずつ選抜された若手実務者が集い、同じホテルに泊まってセミ



美しいトビリシの旧市街

ナーに参加し、議論し、食事をともにし、時には「指ダンスの劇場」などの文化行事を楽しんだ。

アルメニアとアゼルバイジャンは、ソ連からの独立から間もない頃、戦争を経験しており、いまだにその傷が完全には癒えていない。グルジアではロシア軍がアブハジアと南オセチアに駐留し、実効支配を続けている。今年に入ってからアルメニア系の著名なジャーナリストがトルコ人少年によって暗殺されるなど、複雑かつ深刻な問題を抱えるこの地域で、かつての敵味方を超えた人間関係が構築できるプラットフォームがSPFによって提供されている意義は大きい。

何が起きても不思議でない ロシアとグルジアの関係

さて、グルジアが現在直面している問題とは何なのか——。筆者が現地ですeminarの合間を縫ってインタビューしたGFSISのアーチル・ゲゲシッゼ主任研究員は、この問いかけに「この小国の生存そのものが脅かされている。今日、いまこの時点で何が起ころうとも自分は何も驚かない」と即座に答えた。

最大の焦点は、やはり自国の領土内にいまま陣取るロシア軍の存在である。ロシアはアブハジアと南オセチアではグルジア人を追放し、代わりにロシア人をこれらの地域に定住させようとしている。

2006年11月末にアブハジアでロシアの後ろ盾の下で住民投票が行われ、グルジアからの分離とロシアへの帰属を支持する住民が多数をしめたと報道されたが、そもそもグルジア人を追い出している住民投票だから、この結果は最初から予想されたものだった。折からグルジア側もスパイ容疑で2人のロシア人を逮捕するなど緊張が高まっていた最中のセミナー開催だった。

強権的なウラジーミル・プーチン大統領の外交姿勢に、西側も懸念と戸惑いを隠せないでいる。06年の元旦、ロシアは西側への傾斜を強めるウクライナとモルドバに天然ガスの供給停止という「熱いお灸」をすえたが、今年に入って親ロシアをもって自ら任じていたベラルーシにも同じ制裁を加えた。他方でロシアは、天然ガスに関して石油輸出国機構（OPEC）型の国際組織を立ち上げるべく中東地域へ周到に接近している。いまやロシア主導で天然ガスの生産カルテルができるのは時間の問題となっている。このような資源・エネルギーを武器とした覇権外交は、グローバルにも脅威であり重要問題であるが、南コーカサスのようにかつて



グルジアは優れた食文化の伝統を今日に伝えている。最終日の夕食会の様子

のソ連圏にあってはまさに喫緊の重大事といわざるを得ない。

南コーカサスは、国境を挟んでロシアの最も困難な地域と接している。その地域とはチェチェン、北オセチアである。

チェチェンがどれだけクレムリンにとって厄介な地域であるかは、チェチェン政策を批判していたロシア人女性ジャーナリストが無残にもモスクワの自宅マンションのエレベーターで暗殺されたことに端的に示されている。

ロシアのこの地域は、いわばクレムリンに最も「服従しない地域」である。ロシアは、グルジアなど南コーカサス諸国が西側に接近するようなことになり、ますます服従を拒否する傾向が強まることを警戒しているのである。

南コーカサスが、西に黒海、東にカスピ海と、ロシアにとって地政学的にも軍事的にも重要な2つの海に挟まれていることも、グルジアの西側接近をロシアが嫌う原因となっている。

グルジアの現政権は、欧州連合（EU）と北大西洋条約機構（NATO）への加盟を推進しているが、特にトルコがメンバーとなっているNATOへの加盟が実現すると、トルコからグルジア、さらにはアゼルバイジャンへとカスピ海に抜ける「NATO回廊」が構築される可能性が高まる。これはロシア海軍有数の軍港セバストポールがある黒海におけるロシアの軍事的プレゼンスを大きく減退させ、ロシアにとって瀬戸内海のようなカスピ海にもNATOの楔が打ち込まれることを意味する。

グルジアの問題は日本にとっても他人事でない

南コーカサス地域の戦略的重要性を熟知している米国も、この地域へのテ



コ入れを強化している。米国にとって、グルジアが市場経済への移行を完遂し、人権、法の支配、民主主義を完全な形で定着させ、旧ソ連内の共和国の成功例となることはきわめて重要である。

加えて、エネルギー安全保障の観点からも、重要な意味がある。グルジアが西側の一員となると、カザフスタンやトルクメニスタンからアゼルバイジャンを通してグルジアに至る石油や天然ガスのパイプラインが、独占的なガスプロム社の支配から解放される。グルジアからトルコ領内、あるいは黒海を経てEUに加盟したルーマニアやブルガリアを通してEU域内に安定的に天然ガスが供給される可能性が高まる。

このように、グルジアの問題は単にロシアとグルジアとの間の問題にとどまらない。日本を含めた「ちゃんとした」民主主義国家全体にとっての問題であり、その意味でグルジア、いや南コーカサスのジョージアについては今後も継続的な支援と関係強化を惜しんではならないと考えるのである。

渡邊頼純（わたなべ・よりずみ）

1976年上智大学文学部哲学科卒業。78年College d Europe（ベルギー）経済学専攻修了。90年上智大学大学院国際関係論専攻博士課程後期単位取得満期退学。2005年より慶應義塾大学SFC総合政策学部教授（現職）。GATT事務局、外務省大臣官房参事官兼経済局、外務省参与などを歴任。外務省在勤中、日メキシコEPA交渉、ロシアのWTO加盟をはじめとする多くの重要案件を担当。専門分野は国際政治経済論、WTO・GATT法、欧州統合論。

SPF刊行物案内



■『プログラム・オフィサー：助成金配分と社会的価値の創出』牧田東一編著、編集工房球発行、学陽書房発売——「グラントシステムにおける専任評価官の役割」事業（2003～05年度）の成果物。日本でも03年度より、政府の競争的研究資金制度において、研究課題の選定や評価、フォローアップなどの実務を行う専門職として、プログラムオフィサー（PO）の導入が決定された。しかし、一部の民間財団以外にPO制度に実績のない日本では、POの役割についての社会的認知度は低い。本著は、PO制度の先進国である米国や、日本の民間財団の先行事例（トヨタ財団、

セゾン文化財団、笹川平和財団）などを分析しながら、世界におけるその職能の広がりや日本でのPO制度の運用について考察したものである。

■『Patents, Biomedical Research, and Treatments: Examining Concerns, Canvassing Solutions』Josephine Johnston, Angela A. Wasunna著、The Hastings Center発行——「医薬品および生物資材に関する知的財産問題」事業（2004～05年度実施）の成果物。The Hastings Centerのウェブサイト内（<http://www.thehastingscenter.org>）からダウンロードが可能。

■『イランを中心とした中東情勢——レバノン問題への対応に苦慮するイラン——』笹川平和財団第89回理事会特別講演 笹川平和財団発行（オンデマンド出版）——財団法人日本エネルギー経済研究所研究理事・田中浩一郎氏講演録

や評価、フォローアップなどの実務を行う専門職として、プログラムオフィサー（PO）の導入が決定された。しかし、一部の民間財団以外にPO制度に実績のない日本では、POの役割についての社会的認知度は低い。本著は、PO制度の先進国である米国や、日本の民間財団の先行事例（トヨタ財団、

編集後記

■ 今回の巻頭対談では日本国際交流センターの山本正理事長にご登場いただき、「人間の安全保障（ヒューマン・セキュリティ）」について語っていただいた。2004年度の年次報告書の座談会以来である。

米国の「新戦略」にもかかわらず泥沼化するイラク情勢、いっこうに改善しないアフガニスタン情勢などをみるにつけ、国家の枠組みがしっかりと確立していない社会における個人に焦点をあてて「恐怖からの自由」「欠乏からの自由」を掲げるこのアプローチの重要性は明らかである。しかし、国内的にも国際的にもいまだにこの概念が十分浸透しておらず、さらに概念理解と実行レベルのギャップも大きいことは残念である。だが、その分だけ民間非営利セクターや助成財団の

果たすべき役割も大きいといえるのではないだろうか。

本号ではこのほか、特集として知財マネジメントにかかわる技術開発のあり方と公共性の問題を取り上げ、また旧ソ連から分離独立したコーカサス地域にあるグルジアに関するレポートを掲載した。一見かけ離れたテーマのようにみえるが、国家の枠組みが後退していくなかにおける人間の安全保障、脱工業化社会における知財マネジメント、そして冷戦体制後のコーカサス情勢という具合に、21世紀的イシューを取りそろえたつもりである。

次号からの新年度においても、時代の流れを踏まえた内容となるよう心掛けていきたい。

（河野善彦）



笹川平和財団 〒107-8523 東京都港区赤坂 1-2-2 日本財団ビル4階

SPFニューズレター No.71	FY2006 Vol.4	Tel: 03-6229-5400 Fax: 03-6229-5470
●発行日 2007年3月	●編集人 河野善彦	URL: http://www.spf.org E-mail: spfpr@spf.or.jp
●発行人 関 晃典	●発行所 笹川平和財団	©笹川平和財団2007

※本紙の署名記事は個人の意見であり、必ずしもSPFのそれを代表するものではありません。

このニューズレターは、非木材系パルプ(ケナフ:アオイ科の草)を使用しています。

※このニューズレターは、関連団体、実施事業の関係者以外に、以下の方々にもお送りしています。

- ・当財団のウェブサイトより刊行物送付希望のご連絡をいただいた方
- ・当財団スタッフとの面談、名刺交換等により個人情報をご提供いただいた方
- ・当財団主催/後援のセミナー、講演会等にご参加いただいた方

送付の中止や住所の変更等を希望される場合は、お手数ですが、SPF広報室(Tel: 03-6229-5440 Fax: 03-6229-5473 E-mail: spfpr@spf.or.jp)までご連絡ください。